

平成27年度 第1回
高槻市景観審議会
諮問案件

< 諮問書 >

案 件 名
高槻市屋外広告物条例施行規則の一部改正について

- 1 新名神高速道路等の供用に係る表示方法の制限区域の追加

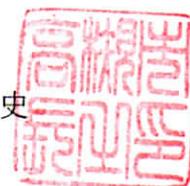
日 時 平成27年11月17日（火）午後2時から

場 所 高槻市役所 本館3階 第2委員会室

高 都 都 第 9 7 6 号
平成 2 7 年 1 1 月 5 日

高槻市景観審議会会長 様

高槻市長 濱 田 剛 史



高槻市屋外広告物条例施行規則の一部改正について（諮問）

みだしのことについて、高槻市屋外広告物条例第36条の規定により、下記の事項について審議会に諮問します。

記

- 1 新名神高速道路等の供用に係る表示方法の制限区域の追加

理 由

平成28年度末の新名神高速道路等の供用開始を踏まえ、高質な山並み景観の保全及び良好な車窓景観の確保を目的に、これら道路の沿道を表示方法の制限区域として追加する。

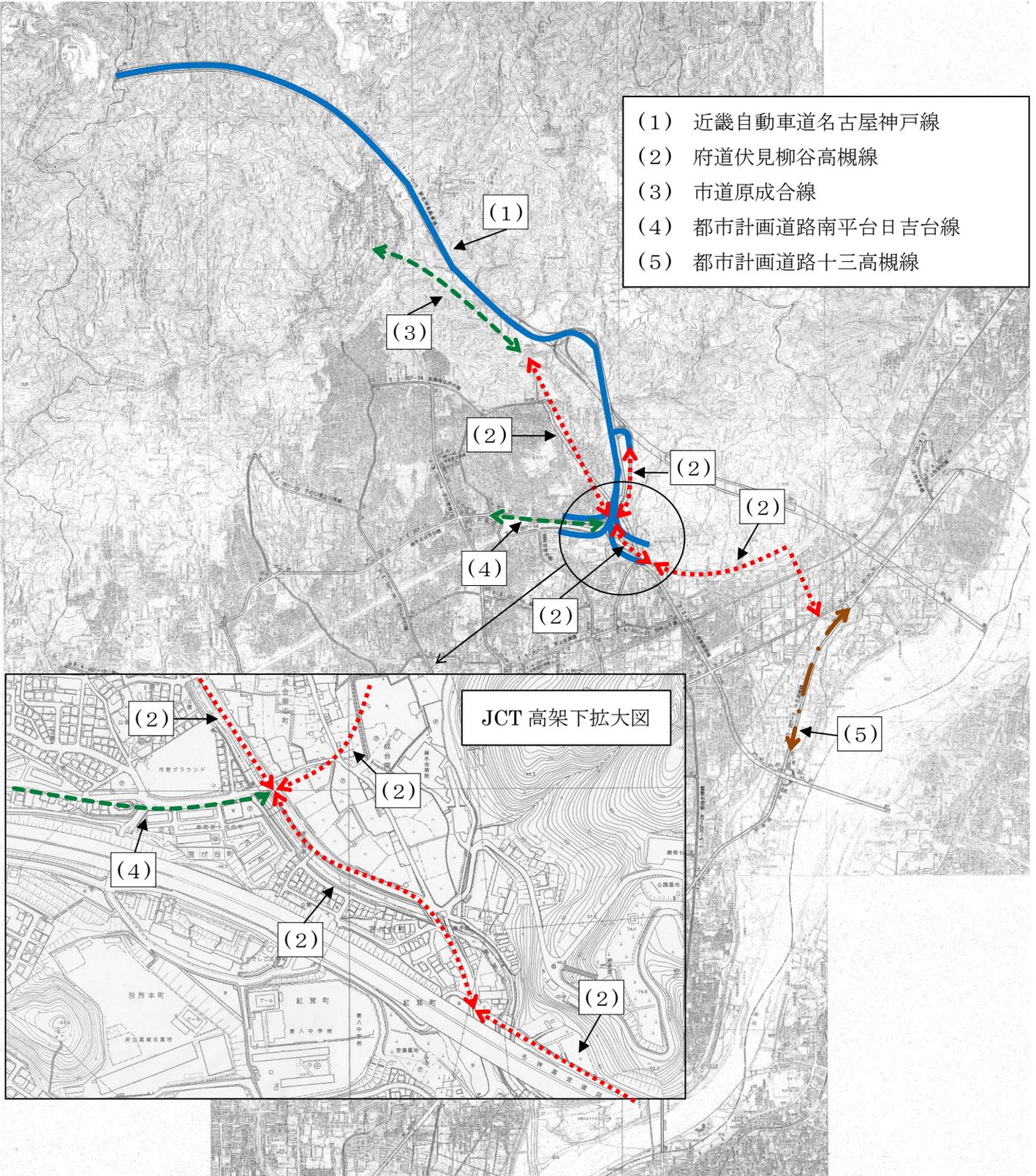
表示方法の制限区域に追加する路線

表示方法の制限を規定する規則第 7 条の 2 第 1 項第 2 号別表第 3 及び同条第 2 項に次の路線を加える。

- (1) 近畿自動車道名古屋神戸線（高速自動車国道法（昭和 32 年法律第 79 号）第 5 条に基づく、近畿自動車道名古屋神戸線の高槻市箕面市間の新設に関する整備計画に係る区間）
- (2) 府道伏見柳谷高槻線（近畿自動車道名古屋神戸線及び市道原成合線との交会点から国道 171 号との交会点まで。ただし、府道西京高槻線との交会点を經由しないものとする。）
- (3) 市道原成合線
- (4) 都市計画道路南平台日吉台線（府道伏見柳谷高槻線との交会点から都市計画道路別所日吉台線との交会点まで。）
- (5) 都市計画道路十三高槻線（国道 171 号との交会点から檜尾川との交会点まで。）

（次項の「表示方法の制限区域 追加路線図」参照）

表示方法の制限区域 追加路線図



改正(案)

第7条の2第2項 条例第8条第2項第3号の市長が指定する区域は、次に掲げる道路若しくは鉄道又はこれらの両側から500メートルまでの地域のうちこれらから展望できる範囲にある区域とする。

- (1) 高速自動車国道中央自動車道西宮線
- (2) 近畿自動車道名古屋神戸線（高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第5条に基づき、近畿自動車道名古屋神戸線の高槻市箕面市間の新設に関する整備計画に係る区間。以下同じ。）
- (3) 東海旅客鉄道東海道新幹線
- (4) 一般国道171号（茨木市界から宮野町と天王町との町界までを除く。以下同じ。）
- (5) 一般国道170号（一般国道171号との交会点から府道大阪高槻京都線との交会点までを除く。以下同じ。）
- (6) 府道大阪高槻線（一般国道171号との交会点から芥川との交会点までを除く。以下同じ。）
- (7) 府道伏見柳谷高槻線（近畿自動車道名古屋神戸線及び市道原成合線との交会点から国道171号との交会点まで。ただし、府道西京高槻線との交会点を經由しないものとする。以下同じ。）
- (8) 市道原成合線
- (9) 都市計画道路南平台日吉台線（府道伏見柳谷高槻線との交会点から都市計画道路別所日吉台線との交会点まで。以下同じ。）
- (10) 都市計画道路十三高槻線（国道171号との交会点から府道枚方高槻線との交会点まで。以下同じ。）
- (11) 西日本旅客鉄道東海道本線
- (12) 阪急電鉄京都線

現 行

第7条の2第2項 条例第8条第2項第3号の市長が指定する区域は、次に掲げる道路若しくは鉄道又はこれらの両側から 500 メートルまでの地域のうちこれらから展望できる範囲にある区域とする。

- (1) 高速自動車国道中央自動車道西宮線
- (2) 東海旅客鉄道東海道新幹線
- (3) 一般国道 171 号（茨木市界から宮野町と天王町との町界までを除く。以下同じ。）
- (4) 一般国道 170 号（一般国道 171 号との交会点から府道大阪高槻京都線との交会点までを除く。以下同じ。）
- (5) 府道大阪高槻線（一般国道 171 号との交会点から芥川との交会点までを除く。以下同じ。）
- (6) 西日本旅客鉄道東海道本線
- (7) 阪急電鉄京都線

改正(案)

別表第3（第7条の2関係）

1 道路等と広告物又は掲出物件（7平方メートルを超える自家用広告物を除く。）の距離

道路等の名称	道路等からの距離		
	一般制限区域	重点制限区域	制限緩和区域
高速自動車国道中央自動車道西宮線	両側から 500 メートル以上	両側から 500 メートル以上	
近畿自動車道名古屋神戸線			
東海旅客鉄道東海道新幹線			
一般国道 171 号			
一般国道 170 号			
府道大阪高槻線			
府道伏見柳谷高槻線			
市道原成合線			
都市計画道路南平台日吉台線			
都市計画道路十三高槻線			
西日本旅客鉄道東海道本線			
阪急電鉄京都線			

備考

- 「道路等」とは、条例第8条第2項第3号の規定により市長が指定した道路及び鉄道をいう。
- 「自家用広告物」とは、自己の事業又は営業を表示するもので、自己の事業所、事務所、営業所等に設置するものをいう。
- 「一般制限区域」、「重点制限区域」及び「制限緩和区域」とは、次表に定める区域をいう。ただし、市長が特に指定した場合には、当該指定した区域によるものとする。

一般制限区域	重点制限区域及び制限緩和区域を除く区域
重点制限区域	都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた用途地域が第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域である区域
制限緩和区域	都市計画法第2章の規定により定められた用途地域が商業地域及び近隣商業地域である区域

現 行

別表第 3（第 7 条の 2 関係）

1 道路等と広告物又は掲出物件（7 平方メートルを超える自家用広告物を除く。）の距離

道路等の名称	道路等からの距離		
	一般制限区域	重点制限区域	制限緩和区域
高速自動車国道中央自動車道西宮線	両側から 500 メートル以上	両側から 500 メートル以上	
東海旅客鉄道東海道新幹線			
一般国道 171 号	両側から 100 メートル以上		
一般国道 170 号			
府道大阪高槻線			
西日本旅客鉄道東海道本線			
阪急電鉄京都線			

備考

- 「道路等」とは、条例第 8 条第 2 項第 3 号の規定により市長が指定した道路及び鉄道をいう。
- 「自家用広告物」とは、自己の事業又は営業を表示するもので、自己の事業所、事務所、営業所等に設置するものをいう。
- 「一般制限区域」、「重点制限区域」及び「制限緩和区域」とは、次表に定める区域をいう。ただし、市長が特に指定した場合には、当該指定した区域によるものとする。

一般制限区域	重点制限区域及び制限緩和区域を除く区域
重点制限区域	都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 2 章の規定により定められた用途地域が第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域である区域
制限緩和区域	都市計画法第 2 章の規定により定められた用途地域が商業地域及び近隣商業地域である区域